

令和 8 年度少年の主張大会開催要領

1 趣 旨

少年が、家庭・学校・地域の一員として、日常生活を通じて日ごろ考えていることを広く市民に訴えることにより、大人たちの少年に対する理解を深めるとともに青少年健全育成に対する関心を高め、もって青少年健全育成の推進を図る。

また、家庭、学校及び地域社会の中で青少年健全育成の機運を醸成するとともに、大人の役割を認識し、自主性、主体性を持ち心豊かな青少年を育成していくため、市民及び青少年健全育成者が一堂に集い、今後の地域等における活動の一層の推進を図る。

2 主 催

坂戸市・坂戸市教育委員会・青少年育成坂戸市民会議

3 大 会

(1) 日 時

令和 8 年 1 1 月 1 5 日（日）午後 1 時 3 0 分から 4 時 3 0 分まで

(2) 会 場

坂戸市入西地域交流センター

(3) 部門及び発表者

小学生の部、中学生の部、高校生・一般の部（中学校卒業後 3 年以内の者）とし、各部門の中から第一次審査員による作文審査のうえ、選出された 1 5 名（小学生の部 5 名、中学生の部 5 名、高校生・一般の部 5 名）が発表を行う。

(4) テーマ

自由[未来に向けて考えていること（希望・提案）や、日常生活の中で感じていること、大人に訴えたいこと等]

4 応募方法

市内の小学・中学・高等学校在学者は、学校へ応募する。

また、市内在住で、市外の小学・中学・高等学校在学者及び一般の方（中学校卒業後 3 年以内の方）は、直接事務局(坂戸市教育委員会社会教育課)へ応募する。詳細については、別紙応募要項のとおりとする。

なお、7 月号広報さかど及び坂戸市ホームページで市民へ周知する。

また、時期をみて作文募集のポスターと大会実施のポスターを作成し、公共施設等へ掲示し、広く市民へ周知する。

5 応募期限

直接事務局に応募する場合の締め切りは、令和8年8月31日（月）までとする。なお、各学校は取りまとめのうえ、令和8年9月7日（月）までに事務局へ送付する。

6 発表方法

発表者は、応募した作文をもとに意見発表する。

7 発表者選出方法及び発表審査

(1) 発表者選出方法

第一次審査を事前に行い応募作文の中から小学生の部、中学生の部及び高校生・一般の部、各5名の発表者を選出する。

(2) 意見発表の審査

第二次審査員を設け、発表者の意見発表を審査する。

(3) 審査員

ア 第一次審査

市内の小・中学校の国語担当教諭の中から9名（小学校5名、中学校4名）に依頼する。

イ 第二次審査

青少年育成坂戸市民会議構成員、市内小・中学校長、市内の小・中学校の国語担当教諭及び高等学校教諭の中から10名以内に依頼する。

〔 P T A 連合会、青少年健全育成坂戸市民会議、社会教育委員、社会教育関係団体、青少年育成推進員、小学校校長、中学校校長、小学校国語教諭、中学校国語教諭、高等学校教諭（それぞれ1名ずつ） 〕

(4) 発表者の中から次の賞を決定し、賞状を贈る。

賞／部門	小学生の部	中学生の部	高校生・一般の部
最優秀賞	1名	1名	1名
優秀賞	1名	1名	1名
優良賞	3名	3名	3名

(5) 市内小・中・高等学校が5点以内に取りまとめた応募作品の内、第一次審査において選外の作品については、佳作として賞状を贈る。なお、事務局内で取りまとめる直接応募作品についても同様とする。

(6) 各部門の発表者については、次年度埼玉県が主催する「少年の主張大会」の出場候補者として、推薦する。

(7) 意見発表作品については発表記録集を発行し、入賞者及び市内小・中・高校並びに関係機関等に配布する。

(8) 大会当日欠席した発表者については、意見発表がないため佳作として賞状を贈る。なお、代理での発表は不可とする。